

議第152号

滋賀県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年 9月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県流水占用料等徴収条例（平成12年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第23条から第25条まで」を「第23条、第24条もしくは第25条」に改め、「許可」の右に「または法第23条の2の規定による登録（以下「流水の占用等の許可等」という。）」を加え、同条第3項中「（以下「流水の占用等」という。）」および「流水の占用等についての」を削る。

第3条中「法第23条から第25条までの規定による許可」を「流水の占用等の許可等」に改め、同条ただし書中「流水の占用等をする事ができる」を「流水の占用等の許可等の」に、「許可の」を「許可等をした」に改める。

第4条第1項第1号中「流水の占用等」を「流水もしくは土地の占用または土石その他の河川産出物の採取」に改め、同条第2項中「法第23条から第25条までの規定による許可」を「流水の占用等の許可等」に改める。

第5条第1項ただし書中「許可を」を「許可等を」に、「その許可」を「当該流水の占用等の許可等」に改め、同条第2項中「許可」を「許可等」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。